

第5回ソーラーフェスティバル in 神戸空港 2005

ラリー・レース・ジムカーナ

特別規則書

公示

本競技は環境意識の向上、低公害車の研究開発、大量普及、そして物作りからの環境教育、これらを開催目的として、JAF（日本自動車連盟）届出行事及びJAF公認クローズド競技として開催する。

（第1章） 総 則

本大会すべての参加者は、本規定を理解したうえ、これを遵守することに同意したものとする。

第11条 競技種目

1. ラリー...1周の目標タイムを設け、決められた距離を走行する。
(予定:1周の目標タイム3分00秒(30km/H)で30周)
 2. レース...グリッドにつきクラスごとに一斉スタート。
(予定:各クラス決勝5周)
 3. ジムカーナ...決められたジムカーナコースでの2回のタイムトライアル。
(予定:約35秒のコースを2回走行)
- この3種競技はそれぞれ独立して、順位・表彰を行なうので1つだけ又は2つだけ参加でも良い。

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	完走
各競技ポイント	25	20	16	13	10	8	6	5	4	3	1

第12条 タイムテーブル(案)

5月21日(土)	テストラン	10:30~11:30
	予選タイムトライアル	15:00~16:30
5月22日(日)	ラリー決勝	9:00~10:30
	レース決勝	12:30~13:15
	ジムカーナ決勝	14:00~15:00
	表彰式	16:30~17:00

タイムテーブルは変更される場合があります。

第13条 プリーフィング

チームの登録代表者及びドライバーは、2005年5月20日13:00のプリーフィング及び競技委員会から召集された場合に参加しなければならない。
プリーフィング会場はおって通知する。

第14条 異議申し立て

異議申し立てを行う場合には、異議申し立ての対象となる事態の発生から30分以内に、書面にて提出しなければならない。

- 2 異議申し立てを行うことができるのは、各チームの登録代表者に限る。
- 3 大会審査委員会の裁定結果は、関係当事者にのみ口頭で通知される。
- 4 競技時間中の規則違反、不正行為に対する抗議は、競技終了後30分以内とする。
- 5 競技の最終結果に対する抗議は、暫定結果発表後15分以内とする。

第15条 公式通知

本規定以外に必要な事項に関しては、プリーフィング及び公式通知にて公示する。
2 緊急の場合は、場内放送などで伝達される。

第16条 規定の改正

本大会の実行委員会は審査委員会と協議の上、本規定を変更することができる。

第17条 規定の解釈

本規定に定められていない事項あるいは明記されていない事項については、本大会実行委員会が最終的な決定を下すものとする。

〈第2章〉 エントリー

本大会は、2005年5月20日現在15歳以上の者であれば、誰でも参加できる。

第18条 参加申込み

エントリーの受付は2005年2月28日から4月8日とする。

2 チームの登録代表者はメンバー全員の行動の責任を負うものとする。

3 チームの登録代表者は、5月19日(木)12時まではメンバー及びドライバーの変更ができる。(保険料の返却はしない。)

但し、2005年5月10日以降の変更内容に関しては、公式リストに記載されないことがある。

4 参加申込方法 / 現金書留にて必要書類とエントリーフィー・保険料を開催概要第9条大会事務局へ郵送する。又は必要書類を郵送しエントリーフィー・保険料を銀行振込する。

振込先 : UFI銀行 上本町支店 普通口座 4664534 エコカーフェスタ事務局

第19条 エントリーフィー

各クラスの参加料を以下の通りとする。

Aクラス：15,000円 Bクラス：25,000円 Cクラス：35,000円

申し込み期限(2005年4月8日)内にエントリーを取り消した場合、参加料は払い戻すものとする。ただし事務局手数料として2,000円を差引後払い戻す。期限以降の取り消しの場合、払い戻しをしない。

第20条 保険

参加チームのメンバーは、全員、本大会に関し、有効な保険に加入しなければならない。

主催者の手配できる保険は次の通りとする。

ドライバー1名3,870円(死亡・後遺障害:1,000万円 / 入院3,500円 / 通院1,750円)

メカニック1名1,220円(死亡・後遺障害:500万円 / 入院3,400円 / 通院1,500円)

希望者は5月10日までに事務局必着で申込まなければならない。

各自手配による保険に加入する場合は、主催者の手配する保険と同等もしくはそれ以上の仕様であり、保険証書の複写(コピー)を5月10日までに事務局必着で送付しなければならない。

2 すべての参加者は、事故・損失により損害が生じた場合、自己の責任において一切の処理を行わなければならない。また主催者及び大会役員、コース施設管理者が一切の損害補償の責任を免除されていることを承知していなければならない。

〈第3章〉 車両規則

競技車両のデザインおよび構造は以下の各号を除き、自由である。

第21条 定義

ソーラーカーは太陽光を動力源として走行する車両であって、3輪以上を有するもの。

第22条 クラス分け

太陽電池の発電量、蓄電池の容量に応じて、次の3クラスとする。

蓄電池の容量については、第3章第6条を参照。

(1) Aクラス

高校生を主体とし、太陽電池の発電量が480W以下のソーラーカーのクラス

(2) Bクラス

高校生以外を主体とし、太陽電池の発電量が480W以下のソーラーカーのクラス

(3) Cクラス

480Wを超え無制限

それ以外の参加希望の場合はDクラスを新設する。

第23条 乗員数

1人または2人とする。

第24条 車両寸法、重量

- (1) 全長・全幅
ドライバーが乗車した状態で全長5m以内、全幅1.8m以内とする。
- (2) 全高
車両の全高は1.6m以内とする。
- (3) 車輪の数
最多6輪までとする。
- (4) 重量
車両の重量は300kg以下とする。
- (5) 競技番号および大会ステッカー
競技番号を貼付するため、車両の視認性の良い左右2カ所に、縦横各30cm以上のスペースを提供しなければならない。

第25条 ソーラーパネル

車体サイズ内なら自由。

第26条 電装品

- (1) 蓄電池
A、Bクラスは鉛バッテリー-総重量45kg以内とする。Cクラスは無制限、蓄電池の種類は自由。
- (2) モーター
A、Bクラスは市販されているもの。Cクラスは制限しない。
- (3) 方向指示器
車体の前後部各2カ所にオレンジ色の方向指示器を取り付けなければならない。
- (4) ブレーキランプ
車体の後部2カ所に赤色のブレーキランプを取り付けなければならない。
- (5) 制動装置
すべての車両は独立した2系統のブレーキを備え、制動初速度20km/hから15km以内の距離で停止できる性能でなければならない。

第27条 コックピット

- (1) ドライビングポジション
正常に着座し、進行方向に直面する状態で、頭部が爪先より後方でなければならない。
- (2) 乗降用扉
乗員が自力で乗降用の扉を開閉できるようになっていなければならない。
- (3) シートベルト
3点式以上のシートベルトを適正に取り付けなければならない。
- (4) スピードメーター
車両には正常に作動するスピードメーターを取り付けなければならない。
- (5) クラクション
車両にはクラクションを取り付けなければならない。
- (6) バックミラー
後方を確認できるバックミラーあるいはサイドミラーを取り付けなければならない。
- (7) 推奨ステアリング
衝突時の障害のおそれを軽減し、また脱出時の引っ掛かりを防止するため、ステアリングは、完全に閉じられた円形のステアリングホイール(円周の上下1/3以下は平らであってもよい)によって操作されるものでなければならない。この様なステアリングを強く推奨する。

第28条 最小旋回能力

ステアリングをいっぱい切って旋回した時、車両の中心が描く円の半径が6m以内でなければならない。

(第4章) 競技概要

この競技は与えられたエネルギーをいかに上手に使い切るかを競うものであり、創意工夫、知的挑戦のレースである。大会審査委員会、競技委員会役員名は公式通知にて発表する。

第29条 コース

この競技は約1500mの神戸空港内特設コースにて行われる。

第30条 競技方法

1. ラリー

・スタートはピットエンド又は決められた場所より15秒間隔でスタート最初のコントロールライン(計測ライン)を通過して計測が開始される。その後の目標タイムで走行する。

2. レース

・各クラスごとにレースを行なう。スタートはグリッドにて一斉スタート。グリッド順は申込順や過去の成績を参考に主催者が決定する。

・クラスが15台を越える場合は2レースに分けタイム順に成績とする。

3. ジムカーナ

・1台ずつスタート。パイロンタッチは1ヶにつき5秒、ミスコースは無効。

第31条 走行

原則としてすべての競技車両は左側(コース内側)走行とする。

2 走行は車間距離や速度差に充分配慮し、走行車両に追いついた場合は、クラクションで合図した後、右側を追い越すこととする。

3 後方に追い越そうとしている競技車両がある場合は、安全かつ速やかに進路を譲って追い越しさせること。

4 いかなる場合も逆走行やショートカットをしてはならない。

5 競技時間中の修理は、ドライバーが車載工具を使って行う場合に限り認められる。

6 ドライバー及びオフィシャルを除き、いかなる場合も停止している競技車両に触れることは許されない。

7 すべての競技者は競技中に緊急車両、オフィシャルカー、公式記録員の車両がコース内を走行することを承知していなければならない。

8 先頭の車両に競技時間経過以後ゴール地点でチェッカーフラッグが振られその後すべての車両にチェッカーフラッグが振られ競技は終了する。(ラリー・レース)

9 チェッカーフラッグは3分間振られる。(ラリー・レース)

10 なんらかの理由により競技が中断した場合、それぞれのラリー・レースで3周回(先頭車両)以上でラリー・レース成立する。

第32条 競技の中止

次のような場合、参加者の安全を考え、競技を中止することがある。

(1) 強風の場合

(2) 豪雨の場合

(3) 災害よりコースが使用不能の場合

(4) その他、大会本部が競技の開催又は続行が不可能と判断した場合。

第33条 信号旗

競技に使用する信号旗は以下の通りである。

(1) 大会旗 : スタート旗又はシグナル

(2) 黄色旗 : 前方に停止車両もしくは遅い車両がある場合

(3) 赤色旗 : その場で停止

(4) チェッカー旗 : 競技終了

第34条 賞典

・総合(3種目) 1~3位 カップ(Dクラスは除く)

・ラリー各クラス 1~3位 楯・副賞

・レース各クラス 1~3位 楯・副賞

・ジムカーナ各クラス 1~3位 楯・副賞

台数により賞典の変更があります

〈第5章〉 その他

第35条 失格

次のような場合、失格を命ずる場合がある。

- (1) 走行中に手押し又は足により、明らかに走行を補助している行為が認められた場合。
他のレース車両の安全の為、オフィシャル又はオフィシャルより依頼を受けた者が手押し等を行なった場合はこの限りではない。
- (2) バッテリーの封印開封後、又はケースの破損が見られた場合。
- (3) 本戦にて、支給されたバッテリー以外の電池又は別の電力手段が用いられたことが確認された場合。
- (4) 競技中他車に追突し相手方がやむを得ずリタイヤした場合。
- (5) 競技委員の指示に従わなかった場合。
- (6) 審査委員会が悪質なマナー違反と判断した場合。

第36条 肖像権

参加者はエネルギーの有効活用の啓蒙活動及び広報活動の為に、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などにおけるドライバー及び車両の肖像権を大会実行委員会に提供するものとする。

第37条 広告

競技車両の車体に広告を付けることができる。

2 マークやレタリングは不快感を与えるものであってはならない。

第38条 補則

すべての参加者は、競技運営上のあらゆる規定、大会競技委員の指示に従い、常に明朗かつ公正に行動し、言動を慎み『ECO CAR Festa 2005』大会を構成するあらゆる関係機関及び関係委員の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。